

大洲市避難行動要支援者支援情報に関する要綱

平成29年1月1日

大洲市要綱第77号

改正 令和4年3月31日大洲市要綱第52号

(目的)

第1条 この要綱は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）、大洲市災害に強い地域づくり条例（平成28年条例第25号。以下「条例」という。）及び大洲市地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者名簿と個別避難計画の作成及び避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿情報と個別避難計画情報（以下「支援情報」という。）の提供に関し必要な事項を定め、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護することを目的とする。

(避難行動要支援者の範囲)

第2条 条例第2条第5号に規定する避難行動要支援者の範囲は、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により、身体障害者手帳の交付を受けた者のうち、その障害の程度が身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号身体障害者障害程度等級表に定める1級又は2級の障害であるもの
- (2) 愛媛県が発行する療育手帳（児童相談所又は知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条に規定する知的障害者更正相談所において知的障害と判断された者に対して交付される手帳）の交付を受けている者のうち、その障害の程度がA又はB（中度に限る。）であるもの
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者のうち、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する障害等級が1級であるもの
- (4) 介護保険法（平成9年法律第123号）第19条第1項の規定による要介護認定を受けている者であって、当該要介護認定に係る要介護状態区分が、要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）第1条第1項に規定する要介護3から要介護5までのいずれかに該当するもの
- (5) 75歳以上の高齢者のみの世帯であって、災害時の避難行動に支援を希望する旨の申出のあったもの
- (6) 前各号に掲げる者のほか、災害時の避難行動に支援を希望する旨の申出を行った者であって、市長が災害時の避難行動に特別な配慮及び援護を必要とすると認めるもの

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、前条各号に掲げる者を登載した避難行動要支援者名簿を作成す

る。

- 2 前条第5号及び第6号に該当するものとして避難行動要支援者名簿に登載を希望する者は、大洲市避難行動要支援者名簿登録申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。
- 3 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 性別
 - (4) 住所又は居所
 - (5) 行政区
 - (6) 電話番号及び連絡先
 - (7) 避難支援等を必要とする理由
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

（避難支援等関係者の範囲）

第4条 条例第2条第6号に規定する避難支援等関係者は、大洲消防署、大洲警察署、民生・児童委員、大洲市社会福祉協議会、大洲市消防団、大洲市自主防災組織、自治会及びその他避難支援等の実施に携わる関係者とする。

（名簿情報の提供）

- 第5条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な範囲で、避難支援等関係者に対し、第3条第1項の規定により作成した大洲市避難行動要支援者名簿情報（様式第2号。以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。
- 2 前項の規定による名簿情報の提供は、本人の同意を得た上で行うものとする。ただし、本人の同意を求めた際に、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意があったものとして取り扱うものとする。

（個別避難計画の作成）

- 第6条 市長は、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、当該避難行動要支援者について、避難支援等を実施するための計画（様式第3号。以下「個別避難計画」という。）を作成するよう努めるものとする。ただし、個別避難計画を作成することについて、当該避難行動要支援者の同意が得られない場合は、この限りでない。
- 2 市長は、前項ただし書に規定する同意を得ようとするときは、当該同意に係る避難行動要支援者に対し、第7条第1項及び第12条の規定による個別避難計画の情報提供に係る事項について説明するものとする。
 - 3 個別避難計画には、第3条第3項第1号から第7号までに掲げる事項のほか、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。
 - (1) 避難支援等関係者のうち、当該個別避難計画に係る避難行動要支援者について、避難支援等を実施する者（以下「避難支援等実施者」という。）の氏名又は名称、住所又は居所及び電話番号その他の連絡先
 - (2) 避難施設、その他の避難場所、避難路及びその他の避難経路に関する事項

(3) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

(個別避難計画情報の提供)

第7条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、個別避難計画情報を提供するものとする。

2 前項の規定による個別避難計画情報の提供は、当該個別避難計画情報に係る避難行動要支援者及び避難支援等実施者に対し、同意を得たうえで行うものとする。

(支援情報の提供申出及び覚書締結)

第8条 第5条第1項及び前条第1項の規定により支援情報の提供を受けようとする避難支援等関係者は、市長に大洲市避難行動要支援者支援情報提供申出書（様式第4号）を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により支援情報の提供の申出があった場合は、これを審査し、支障がないと認めるときは、当該避難支援等関係者と大洲市避難行動要支援者支援情報に関する覚書（様式第5号）を締結し、支援情報を提供するものとする。

3 前項の規定により支援情報の提供を受けた避難支援等関係者（以下「支援情報の提供を受けた者」という。）は、当該提供を受けた支援情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

4 市長は、第2項の覚書の遵守事項が履行されているかどうかを確認する必要があると認めるときは、支援情報の提供を受けた者から、提供した支援情報の管理に関して報告を求め、又は提供した支援情報の管理状況を検査することができる。

(支援情報の利用及び提供の制限)

第9条 支援情報の提供を受けた者は、避難支援等の用に供する目的以外のために、当該支援情報を自ら利用し、又は当該支援情報の提供を受けた者以外のものに提供してはならない。

(支援情報の返還)

第10条 市長は、支援情報の提供を受けた者が次に掲げるいずれかの事態を生ぜしめた場合は、支援情報を返還させることができる。

(1) 支援情報の必要以上の複製等が発見されたとき。

(2) 支援情報が避難支援以外の目的で利用されたとき。

(3) 支援情報が避難支援以外の目的で第三者に提供されたとき。

(秘密保持義務)

第11条 支援情報の提供を受けた者は、当該提供を受ける身分を失った場合においても、正当な理由なく、当該支援情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(支援情報提供の同意等適用外)

第12条 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めると

きは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者及びその他の者に対し、支援情報を提供することができる。この場合においては、第5条第2項、第7条第2項及び第8条第1項並びに第2項の規定は、適用しない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（平成29年1月1日大洲市要綱第77号）

この要綱は、平成29年1月1日から施行する。

附 則（令和4年3月31日大洲市要綱第52号）

この要綱は、令和4年3月31日から施行する。

大洲市避難行動要支援者名簿登録申請書（新規・変更）

(ふりがな) 要支援者 氏 名	()	性別 ☐ 男 ☐ 女	生年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日生 (歳)
住所又は 居所				行政区	
電話番号	自宅 () 携帯 ()				
自力避難 が困難な 理 由	☐ 75 歳以上独居高齢者世帯 ☐ 75 歳以上高齢者世帯 ☐ 身体障害者手帳 (級) ☐ 精神障害者保健福祉手帳 (級) ☐ 療 育 手 帳 (判定) ☐ 介 護 保 険 要 介 護 度 () ☐ そ の 他 ()				
同 居 の 有 ・ 無	☐ 有 ☐ 無	同居者 ※有りの場合 氏 名 () 続柄 () 電話番号等 ()			
緊 急 連 絡 先 ※任意	氏 名 () 続柄 () 住 所 () 電話番号等 ()				

大洲市長 様

私は、大洲市避難行動要支援者名簿に登録を希望するので、上記のとおり申請します。

また、登録される上記情報について、災害対策での活用を目的に、平常時から避難支援等関係者（自主防災組織、自治会、民生・児童委員、社会福祉協議会、消防署、警察署、消防団など）に提供されることに同意します。

年 月 日

本 人：氏名

(※ 本人が署名できない場合、又は未成年の場合は、
代理の方の署名をお願いします。)

代理人：氏名 (続柄)

様式第2号（第5条関係）

(受付No.)

地区名	地区		大洲市避難行動要支援者名簿情報						年度	
番号	氏名	生年月日	性別	住所又は居所	行政区	支援区分			備考	
						要件対象者		希望者		
						新規	区分変更 (希望→ 要件対象)			
1						○	✓			
2									○	
3						○				
4						○		✓		
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

※「要件対象者」又は「希望者」欄に○印。「新規」又は「区分変更」該当時は✓印。



個別避難計画（新規・変更）

1 自 分 の こ と	(ふりがな) 要支援者 氏 名	()	性 別	☐ 男 ☐ 女	生年 月 日	☐ 大正 ☐ 昭和 ☐ 平成 ☐ 令和	年 月 日 (歳)
	住 所	〒 - 大洲市					
	電 話 等 連 絡 先	自宅		F A X			
		携帯		メール			
	普段いる 部 屋	日中					
		夜間					
	自 分 の 状 態	該当項目全てに ☒ ☐ 身体障害者手帳(1級又は2級)の交付を受けている ☐ 療育手帳(A又はB)の交付を受けている ☐ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている ☐ 介護保険制度の要介護度3～5の要介護認定を受けている ☐ 高齢者のひとり暮らし ☐ 高齢者のみの世帯 ☐ その他()					
	配慮すべ き こ と	該当項目全てに ☒ ☐ 立つことや歩行ができない ☐ 言葉や文字の理解が難しい ☐ 物が見えない(見えにくい) ☐ 危険なことを判断できない ☐ 顔を見ても家族や知人と分らない ☐ 声(音)が聞こえない(聞き取りにくい) ☐ その他()					
特記事項							
医 療	かかりつけ病院						
	持 病						
福 祉	居宅/相談支援事業所						

2 家 族 等 の こ と	家族構成	該当項目1つに ☒ ☐ ひとり暮らし ☐ 日 中 ひ と り ☐ 高齢者のみ ☐ 障がい者のみ ☐ 避難支援者と同居 ☐ そ の 他 ()				
	家族等緊 急連絡先 (※1)	No.	(ふりがな)氏名	続柄	電話番号	住所
		①	()		自宅	
					携帯	
		②	()		自宅	
携帯						

裏 面 へ つ づ く

3 避難のこと	指定緊急避難場所	身の安全のため緊急的に避難する場所		指定避難所	災害の危険性がなくなるまで滞在する場所	
	私の避難場所	親戚宅や近くの安全な場所など（位置・経路・注意点など含む） ※上記同様時は記入不要				
	持ち出すべきもの	避難時に持ち出すべきものを記入してください。				
	移動に要する器具	避難に必要な器具を記入してください。				
	避難時必要支援	避難時に必要な支援を記入してください。				
	避難支援者 (※2)	No.	(ふりがな)氏名	続柄	電話番号	住所
		①	()		自宅	
携帯						
②		()		自宅		
	携帯					

※2 避難支援者欄は、本人から避難協力の上承を得たうえで記入すること。

同意等確認欄	
大洲市長 様	
● 上記情報を平常時から避難支援等関係者（自主防災組織、自治会、民生・児童委員、警察署、消防署、消防団など）へ提供することに同意します。 ● 上記の家族等（※1）や避難支援者（※2）の情報も避難支援等関係者へ提供されるため、それぞれ本人からその同意を受けています。 ● 本計画は、善意と地域の助け合いによるものであるため、災害等での避難支援が必ず行われることを保証するものではなく、また、上記の避難支援者（※2）に法的な責任や義務を負わせるものではないことを了承しています。	
年 月 日 本 人：氏 名 _____ （※ 本人が署名できない場合、又は未成年の場合は、代理の方の署名をお願いします。） 代理人：氏 名 _____（続柄）_____ 電 話 _____	

※ 同意の意思等は、変更の申出がない限り継続。

様式第4号（第8条関係）

年 月 日

大洲市長

様

住所

団体名

代表者

大洲市避難行動要支援者支援情報提供申出書

このことについて、大洲市避難行動要支援者支援情報に関する要綱第8条第1項に基づき、支援情報を次のとおり防災活動に活用するため、提供していただきますようお願いいたします。

対 象 地 区	☐ 全地区 ☐ （ ） 地区	
提 供 情 報	☐ 避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報 ☐ 避難行動要支援者名簿情報	
活 用 方 法	☐ 避難支援及び安否確認の体制構築（個別避難計画の作成等含む） と災害時の避難支援などの実施 ☐ その他（ ）	
保 管 場 所	☐ 団体施設又は代表者自宅 ※施錠可能な建物や金庫内で保管 ☐ その他（ ）	
管理責任者	役 職	
	氏 名	
	連絡先	
備 考		

※管理責任者が変更となった場合は、危機管理課に報告すること。

様式第 5 号（第 8 条関係）

大洲市避難行動要支援者支援情報に関する覚書

大洲市（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、大洲市避難行動要支援者支援情報に関する要綱（以下「要綱」という。）第 5 条第 1 項（名簿情報の提供）及び第 7 条第 1 項（個別避難計画情報の提供）に基づき、避難行動要支援者名簿情報及び個別避難計画情報（以下「支援情報」という。）を提供するに当たり、次のとおり覚書を締結する。

- 1 甲は、避難行動要支援者の災害時における避難支援活動及び平常時の避難支援対策活動に活用するために、該当地区の支援情報を乙へ提供するものとする。
- 2 乙は、災害時の避難支援を目的とする活動にのみ支援情報を活用するものとし、要綱第 9 条（支援情報の利用及び提供の制限）及び第 11 条（秘密保持義務）を遵守するものとする。
- 3 支援情報の提供及び更新は、通常年 1 回とし、その都度、乙が大洲市避難行動要支援者支援情報提供申出書（様式第 4 号）を甲へ提出し、覚書を締結するものとする。
なお、乙は、新しい支援情報を受領したときは、すでに受領している支援情報を甲に返還するものとする。
- 4 乙は、甲から提供された支援情報について、漏えい、滅失等の防止のため、施錠可能な場所に保管するなど、その管理に万全の注意を払うものとする。

以上、本覚書締結の証として、本書 2 通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自その 1 通を所有する。

年 月 日

甲	住 所	大洲市大洲 6 9 0 番地の 1	
	団体名	大洲市	
	代表者	市 長	⑨

乙	住 所		
	団体名		
	代表者		⑨